

朝鮮民主主義人民共和国の最近の立法動向

三 村 光 弘 (財団法人環日本海経済研究所)

本報告は、朝鮮民主主義人民共和国（以下、朝鮮とする）で2004年に発行された法規集に収録されている朝鮮の法律について、1990年代以降の制定パターンの特徴と、最近制定・改正された法律のうち、主要なものの内容を検討することにより、朝鮮で起こっている経済的・社会的な変化を法律を通じて確認し、今後の朝鮮法の発展方向についての一定の予測をすることを目的とする。

朝鮮では新規立法は1992～93年、1997～99年に急増しており、2000年以降はほぼ一定の増加をしている。法律の改正は1998～2002年に集中しており、1999年がピークである。また、2000年以降も改正が継続している。1992年と1998年に憲法改正があったが、改正後には新規立法および改正が頻繁に行われている。このことから、最近の朝鮮においては、憲法と個々の法律の整合性に関しては神経を使っていることがわかる。

1990年代以降に制定された法律の分野を見ると、(1) 制度設計に関する法律、(2) 行政を円滑に行うために必要とされる法律（行政法）、(3) 経済分野に関連する法律（経済関連法）の3つに分類することができる。1990年代後半は制度設計に関する法律の新設が多く、ここ数年は、行政法の新設が多い。

改正について見ると、改正間隔が短い法律が見られる。これらは行政法や経済関係法の手続規定を多く含む法律と制度設計に関する法律で制定後1年前後で修正が入るものの2つが代表的なケースである。逆に、改正の間隔が長い、あるいは改正されていない法律は、(1) 民法、刑法、(民

事・刑事) 訴訟法など、国家制度の根本に関わる法律、(2) 経済法などで国際基準にあわせるために制定されたが、あまり利用されていない法律（弁護士法など）である。

法律の改正を促す要素は、(1) ソ連・東欧の崩壊と関連した「変化した情勢」や実利社会主義への対応、(2) 手続法としての運用の結果生じた問題点、(3) 米朝・日朝国交正常化や資本主義市場への積極的なアクセスにとまなう、より積極的な将来への対応（刑法、刑事訴訟法など）に大別することができる。

主要な改正法としては、2004年に改正された刑法と刑事訴訟法をあげることができる。刑法は大幅に改正されており、修正補充の範囲を超えているのではないと思われる。新刑法は罪刑法定主義を採用している。そのために、これまで刑罰の類推適用ができたものが不可能になったため、刑罰のリストが大幅に拡大された。

このリストを見ると、現在の朝鮮の世相がかなり反映されており、興味深い。また、刑事訴訟法も大幅に改正されている。これらの改正は、国際標準の人権保護メカニズムを反映する試みといえる。刑法と刑事訴訟法の改正は、欧米諸国、特にアメリカが要求する「人権問題」への対応と、中国やロシアなど周辺諸国との経済交流が活発になるにつれて発生する外国人による犯罪を法的に処理するために必要なものとして考えることができよう。

この刑法を中国と韓国の刑法と比較すると、まず中国刑法との比較において、共通点として①両

国が直面する社会問題に関するものであればあるほど、規定が具体的で、量も多いこと、②国有および集団的所有に対する優遇があることなどがあげられる。また、朝鮮刑法の特徴としては、③「国防」の優先、④「反民族犯罪」の存在、⑤国土管理、特に環境保護の重視、⑥労働行政の重視、⑦「公民」の生命・財産の軽視、⑧「刑法」への刑罰の集中しているなどがあげられる。中国刑法の特徴としては、①行政法など他の法律で規定されている刑罰内容は刑法には規定されない、②株式会社や様々な金融手段が存在する社会の現状を反映しており、相対的に高度な市場経済に対応している。韓国の刑法との比較でみると、社会主義法と大陸法の差異もあり、家族法分野などとは異なり、南北に特徴的な共通の規定はない。ただし政策のレベルでは「民族」「民族反逆」「親日」に

対するこだわりなど、共通点がないわけではない。

朝鮮のここ10年の立法、改正の方向性を延長すると、内閣が管轄する部分に限って言えば、1980年代までと異なり、法治を目指す方向性が見えてくる。ただし、党や軍、政府の行為に関しても、経済問題と同様な動きをするのは依然難しいであろう。

刑法の罪刑法定主義と、多くの行政法や経済法が持つ処罰規定の矛盾、刑事訴訟法の改正内容のさらに詳細な把握、ここ数年の立法、改正状況などの分析を進めることにより、朝鮮の経済改革が法にどのような影響を与えているか、またこのような法体系の整備がどのような社会を念頭に置いて行われているのかについての知見が得られるであろう。

COMMENT

姜 英 之 (北陸大学)

三村会員の報告は、2004年に朝鮮民主主義人民共和国〔以下、北朝鮮〕で外部に公表されるものとしては初めての総合的な法規集が出版されたことに注目し、最近の立法動向から北朝鮮の経済的・社会的な変化を確認しており、今後「法治」を目指す方向性についての示唆を与えている点で意義深いものである。

この「法治」について言えば、1994年に金日成主席の死亡以後、体制危機に見舞われた北朝鮮だが、子息の金正日書記が97年に労働党総書記、98年の最高人民会議第10期第1回会議で憲法改正とともに、「国家の最高職責」とされる国防委員長に再推戴されることで、権力の継承を割合スムーズに行い、国家の正常運営の基盤を作り上げたが、それ以後「強盛大国路線」のもと、金正日総書記のリーダーシップで軍が党をも従える「先軍政治」という、これまで以上の強力な「1人独裁体制」が構築されたことからして、国家指導層ではむしろ

「人治」の側面が強まった側面があると思われ、社会全般（民衆レベル）における「法治」との関わりについての分析が必要であろう。

また三村会員は、刑法と刑事訴訟法の改正について、欧米諸国、特にアメリカが要求する「人権問題」への対応と、肯定的評価を与えているが、それらを含め98年以後に法制定・改正が急増している背景としては、2002年7月の「経済管理改善措置」によって明確となった北朝鮮の経済改革＝市場経済化の反映と認識すべきであり、その本質は市場経済化に伴う貧富格差拡大に起因する主に経済関連の犯罪を防止するとともに、不満分子による体制への脅威を事前に除去する制度的整備を図るところにあると言えるだろう。金正日政権にとって「強盛大国路線」の弱い部分とされる経済立て直しのための市場経済化によって、逆に権力基盤がむしばまれることは絶対に避けねばならないのである。